

法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で
企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約80万社が加入する経営者の団体です。税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。

ご入会をお待ちしています！



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

詳しくはWEBをご覧ください。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

法人会

検索



法人会に入会すると
こんなにメリットがあるんです

徳山周南法人会 の会員向けサービス

● PETがん検診割引サービス

「PETがん検診」を会員価格（2割引）で受診出来ます。提携先：本城クリニック（周南市）
(例)・Aコース（がん総合検診）

174,000円→139,200円

・Dコース（高次PET検診）

127,000円→101,600円

● 無料法律相談サービス

企業を取り巻くリスクは巨大化、複雑化、多様化しており、リスクに遭遇した企業は深刻な影響を受けかねません。そんな様々なお悩みに弁護士が力になります。

1時間の無料法律相談をご利用いただけます。

提携先：中山・石村法律事務所（山口市）

● 「自主点検チェックシート」を活用した金利優遇

「自主点検チェックシート」を利用している会員が融資申し込みを行う場合、所定の融資利率から最大で〇.5%の金利優遇を受けられます。

■商品名 西京銀行「さいきょう NEW ハイブリッド・ビジネスローン」

■資金使途 事業に必要な運転資金、設備資金

■融資金額 5,000万円以内 ■融資期間 10年以内 ■その他条件別途確認

■金利優遇 山口県内法人会が発行する「自主点検チェックシート活用証明書」提出の場合、所定融資利率から最大〇.5%の金利優遇

※問い合わせは西京銀行の各支店、フリーコール

法人会の福利厚生制度・その他制度

● 経営者大型総合保障制度

（会社・経営者を守る保険）

経営者の病気・事故による死亡・高度障害・入院などの事態に遭われた場合、企業を守り、事業が滞りなく継続するよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会会員専用の制度です。重大疾病や重度の身体障がい状態に保障を絞ったタイプもあります。

- （例）・Rタイプ：亡くなられるリスクへの保険
・Tタイプ：重度身体障がいによるリタイアのリスクへの保険
・Jタイプ：重大疾病による長期離職のリスクに対する保険

ほかにもメリットいろいろ…

- ✓税務当局への税制改正提言 ✓税務研修
✓政治経済等各種講演会 ✓情報誌発行
✓インターネット・セミナー ✓映画上映会 など

● ビジネスガード

（会社・財産を守る法人会専用保険）

企業の様々なリスクに備えた制度です。

法人会の自動車保険、企業地震保険、任意労災保険、情報漏えいガードなどをご用意。

経営者、全従業員を対象としています。

● がん保険制度・医療保険制度

（主に従業員向けの生きるために保険）

経営者・従業員の皆さまの病気やけがによる経済的負担に備える制度です。就労困難状態での所得を保障する給与サポート保険もあります。

集団取扱料率の割安な保険料が適用されます。

● 貸倒保証制度

売掛金の回収不能などの取引リスクをカバーする法人会専用の保険制度です。与信管理の充実、貸倒損失の平準化などを図ることができます

別表 法人会年会費基準

- ・本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年会費は入会月により下記のとおりとする。
- ・入会の翌年度からの会費は、下記の方式により納付する。
 - 「口座振替」方式は、毎年7月10日(休日の場合は翌営業日)に指定銀行口座より引き落としをする。
 - 「納付書方式」は、6月中旬に請求書を発送し、入金指定口座に振込をする。

(会費基準)

(円)

「資本金」	事 業 年 度 毎年4月1日～翌年3月31日まで			
	入会月 4月～9月	入会月 10月～12月	入会月 翌年1月～3月	年会費 翌事業年度以降
	1000万円未満	5,000	2,500	1,250
1000万円以上1億円未満	10,000	5,000	2,500	10,000
1 億 円 以 上	15,000	7,500	3,750	15,000
社 団 法 人 等	3,000	1,500	750	3,000
協 同 組 合 等	5,000	2,500	1,250	5,000
減額系列子会社	1,000	500	250	1,000
贊 助 会 員	3,000	1,500	750	3,000

「参考」(年会費)

5,000円	協同組合 医療法人
3,000円	財団法人 社団法人 宗教法人 系列子会社(同一経営者・親会社加入が条件)
1,000円	系列子会社のうち次の条件を全て満たす場合、会費を減額する。 (1)代表者が同一人または同族関係者であること。 (2)原則として本社所在地が親会社と同一か、事務所が同一であること。 (3)法人会会報等が不要でコストがかからないこと。 (4)前号に準ずると認められる特別な事情があること。 ☆系列会社のうち、会費減額適用については、書面にて組織委員長宛申請する。